

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

埼玉県移住就業・起業支援計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県、秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

3 地域再生計画の区域

秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町の全域

4 地域再生計画の目標

平成22年と平成27年の国勢調査の比較では、本県人口は1%増加したが、過疎地域自立促進特別措置法等の県内対象地域を有する10市町村（以下「条件不利地域」という。）では5.11%の減少であった。また、住民基本台帳人口移動報告（平成29年）によると、県全体では14,923人の転入超過であったが、県内条件不利地域だけでみると、478人の転出超過となっている。特に就職期や子育て世代である20代～30代前半の転出が多く、県内条件不利地域の中小企業等は働き手の確保に苦労している。こうした状態が続くと、地域経済にも深刻な影響を及ぼすこととなる。

さらに、県内条件不利地域では人口減少に伴う空き家や空き店舗の発生、高齢化の進展、地域医療の偏在、農林業の衰退と耕作放棄地の増加、身近な生活交通の不足による買い物弱者の発生など喫緊の問題に直面しており、行政サービスだけでは課題を解決していくことは困難である。こうした社会課題に対し、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目指す社会起業家による事業展開を進めていく環境を整備していくことにより、デジタル技術を活用した地域課題の解決を通じた地方創生を実現していく。

本事業により東京圏から県内条件不利地域への移住者が増加し、地域の中小企業等とのマッチングも図られることで若年者を中心に働き手が確保されるとともに、社会起業家が多数生まれることで地域の社会課題が解決される。人材確保により中小企業の経営力が向上するとともに、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目指す新たな起業家が増え地域の産業が活性化されることで、経営革新に取り組む企業が増えるなど地域の稼ぐ力にも結びついていく。また、東京都内の企業等での業務をテレワークで続けながら移住した者等が地域の担い手となることにもつながっていく。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分	2020年度増加分
本移住支援事業に基づく移住就業者数 (人)	0	58	58
本移住支援事業に基づく移住起業者数 (人)	0	4	4
本起業支援事業に基づく起業者数 (人)	0	30	30
マッチングサイトに新たに掲載された求人数 (件)	0	100	100
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数 (世帯)	-	-	-

2021年度増加分	2022年度増加分	2023年度増加分	2024年度増加分	K P I 増加分 の累計
58	58	58	58	348
4	4	4	4	24
30	30	30	30	180
100	100	100	100	600
-	17	17	17	51

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ (内閣府) : 【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

・埼玉県移住就業支援金等補助事業

・埼玉県起業支援金補助事業

③ 事業の内容

県内条件不利地域への転入者を増加させるとともに、域内の中小企業等の働き手を確保するため、民間転職サイト内に本県条件不利地域内の中小企業等の求人情報を掲載したマッチングサイトを開設する。当該地域に移住し、サイトに掲載された中小企業等に就職若しくは起業した者、又は移住元で勤務していた企業の業務をテレワークで続けながら移住した者若しくは市町村によって本事業における関係人口と認められ移住した者に移住就業支援金100万円（単身世帯には60万円）を支給する（子育て世帯に対しては最大100万円を加算支給する）。

また、県内条件不利地域内の社会的事業における効果的な起業を促進し、デジタル技術を活用した地域課題の解決を通じた地方創生を実現するために、当該地域で「地域活性化関連」、「まちづくりの推進」、「過疎地域等活性化関連」、「買物弱者支援」、「地域交通支援」、「社会教育関連」、「子育て支援」、「環境関連」、「社会福祉関連」分野（Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む）で、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業をする者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業する者に対し、起業支援金（補助上限140万円、補助率1/2）を支給するとともに、支援機関による伴走支援により事業の立ち上げを後押しする。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

埼玉県では、行政が移住支援金の支給やマッチング支援の提供を行うために必要な全体的な整備や調整を行うことにより、人手不足に悩む地域の中小企業等への就職を支援する。また、地域生活を支える分野（住民の生活の利便性に供する創業、空き店舗の活用資する創業、地域資源の魅力発信に関する創業等）の社会的事業の起業を促進する。さらに、移住相談窓口等での生活情報・住宅情報の提供により、移住者を受け入れる体制の整備を行う。求人を行う地域の中小企業等は、地域金融機関や商工団体の支援も活用しながら、東京圏からの移住希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して人材を確保し、地域産業の基礎を作る。

また、埼玉県は、事務局業務を行う「創業・ベンチャー支援センター埼玉」（（公財）埼玉県産業振興公社）に対して補助を行うことを通じて、起業家が抱える起業に伴う課題に対して販路開拓支援、起業家相互のネットワーク形成支援、財務・金融支援、事業計画見直し支援、デジタル技術を活用した地域課題の解決につながる創業や企業の成長の支援を伴走支援で行うことで、起業家の実施する事業の安定化、自律的な事業運営を図り、地域社会の持続化につなげる。

このように官民が協働することによって、幅広い者の参加を促す仕組みとするとともに、それぞれの立場を活かして政策効果のより高いものとする。

【地域間連携】

埼玉県では、県は対象地域全体を見渡す立場から、移住支援金支給者の対象就業先となる企業の選定要件や起業における事業分野等を軸として、就業・起業が促進されるよう全体的なスキームの調整を行う。

各市町村は、個別の地域の事情をよく知る立場から、移住者に対する地域の情報の提供、移住支援金支給者の就業先となる具体的な企業の掘り起こしや、起業支援事業における市町村の実施する創業支援事業との協働等の連携を行う。

このように県と市町村がそれぞれの立場を活かして連携を行うことにより、地域全体での活力向上を実現する。

【政策間連携】

埼玉県では、移住支援金支給者の就業先として、経済団体、公共職業安定所、市町村等と連携により収集した中小企業等の人手不足の状況等を地域の特性を踏まえて選定したり、起業支援事業において地域の必要性に応えるべく社会的事業として地域生活を支える分野（住民の生活の利便性に供する創業、空き店舗の活用に資する創業、地域資源の魅力発信に関する創業等）を位置付けて、移住者による社会的事業の起業を促進したりすることにより、移住政策を地域における雇用の確保や産業振興へとつなげる。これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

また、起業支援事業において、デジタル技術を活用した社会的事業における効果的な起業を促進するために、（公財）埼玉県産業振興公社（創業・ベンチャー支援センター埼玉の運営母体）の各部門（ICT活用支援やデジタル技術支援等）と連携した支援を行う。

【デジタル社会の形成への寄与】

デジタル技術を活用することで起業者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につなげ、対象地域における社会的事業における効果的な起業を促進し、デジタル技術を活用した地域課題の解決を通じた地方創生を実現する。

（公財）埼玉県産業振興公社（創業・ベンチャー支援センター埼玉の運営母体）の各部門（ICT活用支援やデジタル技術支援等）と連携した支援を行う。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 7 月

【検証方法】

埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議における報告及び効果検証

【外部組織の参画者】

産業・経済界代表 4名、大学・教育機関代表 3名、金融機関代表 3名、労働団体代表 1名、メディア代表 2名、住民協働（NPO等）代表 2名 計 15名

【検証結果の公表の方法】

会議資料及び結果概要についてHPにて公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 586,928千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日 から 2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

- ・ 地域活性化関連
- ・ まちづくりの推進
- ・ 過疎地域等活性化関連
- ・ 買物弱者支援
- ・ 地域交通支援
- ・ 社会教育関連
- ・ 子育て支援
- ・ 環境関連
- ・ 社会福祉関連

※Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。